

弁護士事務所における暴行傷害事件に関する会長声明

平成23年3月2日、愛媛弁護士会所属弁護士の法律事務所において、女性事務員が暴漢から暴行を受け傷害を負うという事件が発生した。

昨年6月には横浜で前野義弘弁護士が、同年11月には秋田で津谷裕貴弁護士が、担当した事件の相手方に殺されるという痛ましい事件が連続して発生したばかりである。今回の事件も、報道によると、「現行犯逮捕された被疑者は、『弁護士の居所を教えろ』と同弁護士の長女である事務員に要求し、同事務員が断ったところ、顔を数回殴り、ナイフを示し『殺すぞ』などと脅した。被疑者は、『過去に民事事件の相手側の担当だった弁護士に恨みがあった。殺すつもりだった』などと供述している」とのことである。

当会所属弁護士の法律事務所において、女性事務員が暴漢から傷害を受けたという事実だけでも看過できない重大事であるが、仮に、動機等の報道が真実であれば、昨年連続した弁護士殺害事件と同様に事件の相手方弁護士を逆恨みした事件であり、被疑者に対してではなく、法治主義を否定するかような卑劣な行為に対して義憤に耐えない。

基本的人権の擁護と社会正義の実現のために日々奮闘する弁護士に対して、暴力によってその業務遂行を妨害することは、断じて許されない。愛媛弁護士会は、暴力的な手段による弁護士活動への妨害行為に決して怯むことなく、断固たる決意をもって社会正義の実現と人権擁護を旨とする弁護士の使命を貫徹していくことをここに表明する。

平成23年3月3日

愛媛弁護士会

会長 菊池 潤